

指定地域密着型サービス事業所
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
各位

町田市いきいき生活部
介護保険課長 江藤 利克

2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について（通知）

平素から、町田市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和7年2月10日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により、介護職員等処遇改善加算等の取扱いが示されました。これに伴い、当市においては下記のとおり取扱いといたしますので、内容をご確認いただき、必ず提出期限内にご提出ください。

記

- 1 提出書類 別紙1（1）の必要書類フロー図及び当市ホームページ参照
<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/chiikimicchaku/syogukaizenyoushiki.html>
- 2 提出方法等 電子申請届出システム又はメールで提出（詳細は別紙1（2）参照）
- 3 提出期限 **2025年 4月1日（火） 厳守**
（今年度の算定状況から変更ない場合のみ、2025年4月15日（火）厳守）

※提出期限を過ぎた場合は、いかなる事情があっても2025年4月1日または5月1日から新規算定又は加算区分の変更、加算算定の継続はできません。

※提出書類に不足がある場合は、2025年4月1日または5月1日からの新規算定又は加算区分の変更、加算算定の継続が認められない場合がありますので、漏れがないように提出前によくご確認ください。

※期限内の提出であっても、市からの訂正依頼に対して迅速に対応いただけない場合は、2025年4月1日または5月1日からの新規算定又は加算区分の変更、加算算定の継続に対応できかねます。ご担当者や事業所と円滑な連絡ができない場合（連絡がつかない、折り返し連絡がないなど）も同様ですので、ご注意ください。

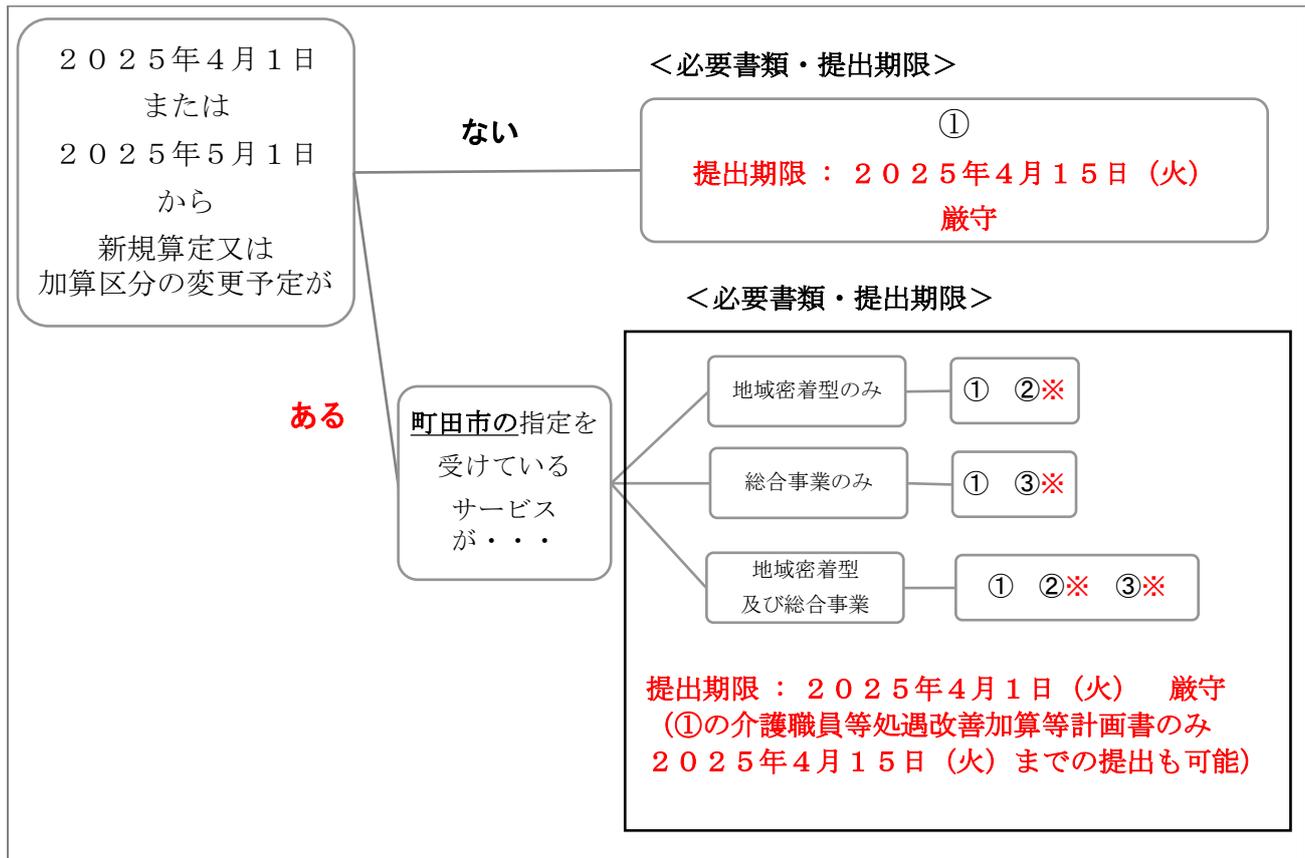
担当

町田市いきいき生活部介護保険課給付係

担 当 宮越、八木、江川

電 話 042（724）4366

(1) 介護職員等処遇改善加算等計画書の必要書類フロー図



| 必要書類 | |
|------|-------------------------------|
| ① | ・介護職員等処遇改善加算等計画書 令和7年度（別紙様式2） |
| ② ※ | ・（別紙3-2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
| ③ ※ | ・（別紙50）事業費算定に係る体制等に関する進達書 |

別紙 2

(2) 提出方法について

① 電子申請届出システムによる提出 【推奨】

- 2025年4月1日から新規算定又は加算区分の変更で、別紙3-2又は別紙50と介護職員等処遇改善加算等計画書を添付する場合

【加算名】 2025年4月1日加算(減算)算定の届出

【添付ファイル名】 (事業所名) 2025年4月1日加算(減算)

【添付ファイル名】 (法人名) 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

- 2024年度の算定区分を継続して、介護職員等処遇改善加算等計画書のみを添付する場合

【加算名】 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

【添付ファイル名】 (法人名) 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

※添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定されたファイル名でない場合、受理できませんのでご注意ください。

※添付ファイルは、Excel ファイルで提出してください (PDF 不可)。

※電子申請届出システムでの提出方法がご不明な場合は②の電子メールにてご提出ください。

②電子メールによる提出

【提出先アドレス】 ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp

- 2025年4月1日から新規算定又は加算区分の変更で、別紙3-2又は別紙50と介護職員等処遇改善加算等計画書を添付する場合

【件名】 2025年4月1日加算(減算)算定の届出

【添付ファイル名】 (事業所名) 2025年4月1日加算(減算)

【添付ファイル名】 (法人名) 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

- 2024年度の算定区分を継続して、介護職員等処遇改善加算等計画書のみを添付する場合

【件名】 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

【添付ファイル名】 (法人名) 2025年度介護職員等処遇改善加算等計画書

※添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定されたファイル名でない場合受理できませんのでご注意ください。

※添付ファイルは、Excel ファイルで提出してください (PDF 不可)。

(3) その他の主な注意事項

- ・介護保険最新情報 Vol. 1353、介護職員等処遇改善加算等に関する Q&A (第1版) 等の関係資料 (市ホームページや本通知の添付資料) を熟読のうえ、作成してください。
- ・計画書の記載にあたっては市ホームページに掲載された2025年度の届出に関する記入例を参照してください。
- ・メール提出の場合の收受印や受理メール等については、一切行いません。町田市がメールを受理したことを確認したい場合は、メールに開封要求をつけていただく方法にて対応をお願いします。また、電子申請届出システムによる提出には受付開始の通知がございます。
- ・新規にて指定を受ける事業所は、本通知の対象外です。新規指定の提出期限である開設日の3か月前の月末までに新規指定書類とともに計画書等を提出してください。